

津市公告第 1 0 9 号

津市固定資産地図情報システム構築業務及び津市固定資産地図情報システム
機器等の賃貸借について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、
公告します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

(1) 件名

津市固定資産地図情報システム構築業務及び津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借（以下、本業務という。）

(2) 履行期間・スケジュール等

ア 津市固定資産地図情報システム構築業務委託

契約締結日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

イ 津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借

令和 9 年 1 0 月 1 日から令和 1 4 年 9 月 3 0 日（長期継続契約）

※ 機器調達期間を見込むため、契約締結は令和 8 年 1 0 月下旬頃を予定

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（千円）

年度	津市固定資産 地図情報システム 構築業務委託	津市固定資産 地図情報システム 機器等の賃貸借	年度額計
令和 8 年度	債務負担行為	—	
令和 9 年度	6, 000	1, 166	7, 166
令和 10 年度	—	2, 331	2, 331
令和 11 年度	—	2, 331	2, 331
令和 12 年度	—	2, 331	2, 331
令和 13 年度	—	2, 331	2, 331
令和 14 年度	—	1, 166	1, 166
計	6, 000	11, 656	17, 656

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、令和 9 年度以降の金額は予算の予定額であり、確定していない。

また、本業務に係る提案見積書を提出する際は、この提案上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については失格とする。

なお、提案上限額には、当業務に係る全ての経費を含むものとする。また、契約については、「津市固定資産地図情報システム構築業務委託」、「津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借」に係る契約をそれぞれ

締結する。

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登載されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

- (4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立て、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条の規定による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 受注者は、参加表明書提出期限日より過去 5 年以内に行政面積 500 km² 以上かつ人口 18 万人以上の地方公共団体における固定資産地図情報システムの運用実績又は契約実績があること。

- (9) 受注者は、契約締結日までに、次の認証を取得しているものとする。

ア 品質マネジメントシステム (ISO9001)

イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)

またはプライバシーマーク (JISQ15001)

- (10) 本業務に従事する技術者の中に、空間情報総括監理技術者 (公益社団法人日本測量協会) の資格を有するものを配置すること。
- (11) 業務に従事する主任技術者は、固定資産地図情報システム構築及び地図

情報整備業務に精通し、十分な実務経験を有するものとする。

3 本プロポーザルの日程

事項	日程
公告	令和8年8月12日（水）
質問票の提出期限	令和8年8月26日（水）※午後3時まで
質問票の回答	令和8年8月28日（金） ※午後5時15分までに津市ホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和8年8月31日（月）※午後4時まで
参加資格審査結果通知	令和8年9月4日（金）
企画提案書提出期限	令和8年9月18日（金）※正午まで
提案審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年10月1日（木） 午後1時～午後5時（予定）
提案審査結果通知	令和8年10月5日（月）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市固定資産地図情報システム構築業務及び津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借に係るプロポーザル方式審査委員会において、企画提案書等を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案等を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市固定資産地図情報システム構築業務及び津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借公募型プロポーザル方式実施要領」による。

【問合せ先】

津市政策財務部資産税課

電話 059-229-3131

FAX 059-229-3331

メール 229-3132@city.tsu.lg.jp